

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 知的財産ポリシー

平成27年3月10日制定

令和7年4月1日改正

1 基本的な考え

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）は、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する使命を持つ公的な産業支援機関として、産業技術の向上に資する事業を積極的に推進することにより、中小企業等の振興を図り、もって京都をはじめとした地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としている（産技研定款 第1条）。

この目的を達成するため、産技研は、確かな科学的知見と豊かな想像力で新たな産業技術を創出し、研究等の成果を地域産業の技術力向上と地域経済の発展に寄与する公的な知的財産として適切に保護し、企業等への技術移転、普及等により、研究により創出した産業技術を社会に還元することとしている。

そこで、産技研は、知的財産に関する基本的な方針を以下に定め、その活用を積極的に推進する。

2 定義

本ポリシーにおける用語の定義は次のとおりとする。

(1) 知的財産

発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標及びノウハウをいう。

(2) 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 知的財産の創造

産技研が実施するあらゆる業務を通じて得た地域企業のニーズや市場の動向、技術の将来性等の情報を的確に調査・分析し、地域経済の発展及び市民生活の向上に

つながる研究開発に取り組む。研究開発に当たっては、伝統産業から先進的な産業が生まれてきた京都の歴史に鑑み、伝統の継承に努めるとともに、それを発展させ、先進的な産業技術を創出することを意識する。

また、論文及び特許公報等の先行技術調査を実施し、他の企業や大学等の研究開発内容との重複防止及び他者権利の侵害回避に努める。

4 知的財産の保護

(1) 権利化の意義

産技研の創造した研究成果を知的財産権で保護することは、次に掲げるメリットがあることから、技術移転、普及に効果的と判断される場合には、特許権等の知的財産権の取得（以下「権利化」という。）を行う。

- ・ 実体審査を経て登録された知的財産権は一定の信頼性を担保することができる。例えば特許権であれば審査を経た新規性・進歩性・産業上の利用可能性について一定の信頼性を得られる。
- ・ 模倣等のリスクが軽減され、企業等における実用化・商品化の動きを促進することができる。
- ・ 知的財産権の実施許諾や権利譲渡（以下「実施許諾等」という。）を通じて、受益者負担や地域産業の振興等を考慮した形で技術の普及を図ることができる。
- ・ 知的財産権を起点として、新たな共同研究や競争的資金の獲得につながる可能性がある。
- ・ 商標権を活用したブランディングにより、認知の拡大、技術の普及促進を図ることができる。

(2) 権利化の検討

研究成果の内容や想定される活用形態を踏まえたうえで、次の点を考慮しつつ、権利化の可否を検討する。

外国での権利化については、外国での事業化が見込まれる場合に、費用対効果等を十分に考慮したうえで判断する。

ア 基本的な技術

将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある基本的な技術は、実用化に向けた共同研究等を効果的に進めるため、権利化を行う。

イ 京都地域で広く共有すべき技術

域内の業界全体で広く活用が見込まれる、京都地域の特色として他地域との差別化につながるなど、京都地域で広く共有すべき技術は、他者による権利化を防ぎ、安定的に活用できる状況を保つため、権利化を行う。

ウ 実用化・商品化が期待される技術

実用化・商品化が期待される技術は、実施者が他者の模倣や他者権利の侵害を回避し、安心して利用できるよう権利化を行う。

エ 産技研技術等をブランディングするうえで必要な商標

戦略的にブランディングを推進する場合に、ブランディングのために使用する名称、マーク等を安定して使用できるよう権利化を行う。

また、権利の発生に当たって手続きを要しない著作権についても適切に保護・活用を行っていく。

(3) 知的財産の秘匿

(2)に掲げる考慮要素に該当し、かつ、権利侵害を容易に発見できない製造方法等、公開により有用性の低下が懸念される技術については、実用化の態様等を想定したうえで、コアとなる部分についてはノウハウとして秘匿する。

(4) 知的財産の公開

ア (2)の考慮要素を満たさない知的財産については、技術を普及させるため、又は第三者の意図しない権利化を防ぐため、産技研は、積極的に論文発表等により公開する。

イ 産技研は、産技研の研究成果である知的財産について、必ず公開する前に権利化の可否を検討することとし、意図しない公開は行わない。

5 知的財産の活用

権利化を行う研究成果は、共同研究や競争的資金の獲得を通じた技術の改良、実施許諾等による活用を図る。

なお、実施許諾等に係る実施料及び対価については別に定める基準により算定するものとする。

(1) 単独で保有する知的財産権の活用

市内産業の振興や市民生活の向上を図る観点から実施許諾等を行う。市内企業

への実施許諾等によりその事業に役立てる他、次の点を考慮し、間接的に市内産業の振興等に役立つ場合には市外企業に対しても実施許諾等を行う。

- ・ 市内産業で必要な商品の供給につながる、市内企業等との協業が予定されている等、市内産業への波及効果が見込まれるか
- ・ 当該市外企業等を実施許諾等を行うことで、市内企業の事業に悪影響が出ないか
- ・ 他の市内企業等への実施許諾等を阻害しないか

(2) 共有する知的財産権の活用

産技研と企業の共同研究等により得られた知的財産権等、産技研と第三者とで共有する知的財産権については、共有者の意向を尊重しつつ活用を図る。

ただし、共有者が知的財産権を実施する場合には、共有者が産技研に不実施補償料を支払うこと及び共有者が一定期間内に自ら実施しない場合には第三者への実施許諾を認めることを内容とする契約を締結することを基本とする。

(3) ノウハウとして秘匿する知的財産

秘密として管理するが、最終的には社会に還元すべき研究開発成果であることに鑑み、秘密保持義務を負わせた相手方にのみ開示を行うなど、慎重に企業等による実施許諾等により活用を図る。

6 知的財産の運用体制

(1) 組織体制

ア 職務発明等審査会

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の職務発明等に関する要綱により設置された職務発明等審査会において、産技研の知的財産の各種審査を行う。

イ 所管する室等

産技研の知的財産権の管理及び知的財産に関する人材教育は経営企画室が所管する。

ウ その他

研究室及びプロジェクト推進室は、知的財産の創出に努めるとともに、職員の知的財産に関する意識の向上など、経営企画室の知的財産権に係る業務に関

し必要な協力を行う。

(2) 専門家の活用

知的財産に関して専門的な知識等を要する業務については、産技研は、必要に応じて外部の専門家を活用しながら進めることとする。

(3) 人材教育

ア 産技研は、役職員を対象に、知的財産に関する研修を適宜実施する。

イ 産技研は、知的財産に関する外部の研修や講習会に、積極的に役職員を派遣する。